

地方公会計標準システム運用支援業務

1 目的

統一的な基準による財務書類等を作成するため、地方公会計標準システムの円滑な運用を確保する。

2 契約期間

契 約 締 結 日 ～ 令和4年3月31日

3 業務範囲

(1) 問い合わせ対応

- ・北海道からの地方公会計標準システムに関する問い合わせを受け付けること。
- ・地方公会計標準ソフトウェアヘルプデスクへ問い合わせが必要な場合は、「地方公会計標準ソフトウェアヘルプデスク利用手順」をもとに対応すること。
- ・地方公会計標準ソフトウェアのミドルウェアサポートサービスを契約すること。また、契約に係る費用は、本業務に含めること。
- ・財務会計トータルシステムから地方公会計標準システムへのデータ投入を行う際、財務会計トータルシステムの利用に関する問い合わせを受け付けること。
- ・問い合わせ受付時間は平日 9:00～ 17:30とし、メールまたは電話での受け付けとすること。
- ・委託者の問い合わせに即時対応できるように、契約締結後3日以内に受託者において保守用環境を用意すること。なお、地方公会計標準ソフトウェアは委託者にて用意するが、保守用環境に係る費用は本業務に含めること。

(2) 安定稼働対応

- ・委託者から情報展開されたソフトウェア及びミドルウェアのアップデートについて適用の必要性を判断すること。
緊急性の高いアップデートは即時適用し、緊急ではないが必要なアップデートは委託者と相談の上で対応すること。
- ・運用に合わせて北海道独自に作成した「システム環境設計書」「端末設定手順書」「システム保守運用手順書」「システム操作手順書」について、随時メンテナンスを行うこと。
- ・ウィルス対策ソフトウェアとしてServerProtection for Windows (トレンドマイクロ社)の更新費用を本業務に含めること。

(3) 障害時のシステム復旧

- ・システムの障害発生時には速やかに設置場所に来て復旧対応を行い、復旧後、地方公会計標準システムが正常に動作することを確認すること。
- ・委託者の要請に対し、技術員 (SE) が1時間以内に現地で対応できる体制を整えること。

- ・必要に応じて委託者が契約しているハードウェアやソフトウェアのメーカーと調整を行うこと。
- ・機器の交換が発生した場合は、委託者にて用意した交換品の交換作業を行うこと。
- ・必要に応じてバックアップからのデータ復旧を行うこと。

(4) 財務会計トータルシステムとの連携対応

- ・財務会計トータルシステムからの連携データを正常に取り込めることを確認すること。正常に取り込めない場合は、原因について解明し、連携先システムと調整して取り込めるようにすること。データ連携の動作確認に掛かる費用は本業務に含めること。
- ・データの連携について作業計画を立て、事前に出納局および財務会計トータルシステムの運用保守業者と調整し承認を得ること。

(5) 標準ソフトウェアのサービス終了に係る対応

- ・令和4年3月31日をもって標準ソフトウェア関連サービスの提供が終了となることから、関連ソフトウェアのデータ消去を行うこと。

4 報告

毎月の作業状況について、速やかに作業報告書を担当課へ提出すること。